

重点事項の全体像	重点事項数	重点番号
1. 地方自治体内の各部局間、国や他の地方自治体との間、事業者やNPO等との間で 連携・協働 を図ることにより住民サービスの向上に資するもの (重点募集テーマ)	7	1番～7番
2. 地域住民の生活にとって重要な業務を担う 人材を確保 するための制度を整備することで、住民サービスの質の維持・向上を図るもの (重点募集テーマ)	10	8番～17番
3. 子どもを産み育てやすい社会の実現 に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの	4	18番～21番
4. 計画策定等に関する見直し を通じて、効率的・効果的な計画行政の実現に資するもの	4	22番～25番
5. まちづくりや土地・建物の有効活用 について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの	5	26番～30番
6. その他行政手続の効率化 等を通じて、住民の利便性向上等を図るもの	9	31番～39番

1. 地方自治体内の各部局間、国や他の地方自治体との間、事業者やNPO等との間で連携・協働を図ることにより住民サービスの向上に資するもの(重点募集テーマ)

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
1	<p>国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して地方単独医療制度を利用する場合の現物給付を可能とするための見直し (国民健康保険法)</p> <p>(管理番号8)</p>	<p>四條畷市、枚方市、西宮市 (こども家庭庁、厚生労働省)</p>	<p>地方単独医療費助成制度の利用者が居住する区域外の医療機関を受診する場合において、全国的に現物給付を円滑に行えるよう、規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)に基づく対応状況を踏まえつつ、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域外分の診療報酬の審査支払業務については、審査支払機関と調整の上、区域外の国民健康保険団体連合会が地方公共団体との委託契約により当該業務を取り扱うことが可能であることなど、全国決済に係る事項を地方公共団体に令和6年度中に周知する。 区域外の審査支払機関への委託が円滑に行えるよう、地方公共団体、医療機関等との調整その他の必要な取組について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 医療機関等の事務負担の軽減を図るため、診療報酬改定DXの取組状況を踏まえつつ、全国の地方単独医療費助成制度情報を収録したマスタの作成及び当該マスタの効果的な活用方策について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
2	<p>公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律)</p> <p>(管理番号36)</p>	<p>ひたちなか市 (デジタル庁、法務省)</p>	<p>【デジタル庁】 公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続については、早期の対応に向けてシステム整備等の工程表を令和5年度中に作成し、必要な措置を講ずる。</p> <p>【法務省】 公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
3	<p>里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築 (母子保健法)</p> <p>(管理番号13)</p>	<p>石川県 (こども家庭庁、デジタル庁)</p>	<p>里帰り出産に関し、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。</p>
4	<p>妊産婦健康診査に係る受診票の統一及び情報共有システムの構築 (母子保健法)</p> <p>(管理番号55)</p>	<p>今治市、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 (こども家庭庁、デジタル庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・里帰り出産に関し、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。 ・妊産婦健康診査の受診票の利用に関し、地方公共団体及び妊産婦の償還払いに係る手続の負担を軽減する方策等について、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。
5	<p>住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入 (住民基本台帳法)</p> <p>(管理番号68)</p>	<p>東京都 (総務省)</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステムからの本人確認情報(30条の6第1項)の提供については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、照会件数の上限に係る柔軟な対応について、地方公共団体に説明会を通じ令和6年中に周知する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
6	<p>医療法及び薬機法における病院等の基本情報の届出に係る手続の見直し (医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)</p> <p>(管理番号76)</p>	<p>豊田市 (厚生労働省)</p>	<p>医療機能情報提供制度（医療法6条の3）、薬局機能情報提供制度（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律8条の2）及び病院等の開設許可（届出）事項の一部変更届の届出（医療法施行令4条1項、3項及び4条の2第2項）については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機能情報提供制度及び薬局機能情報提供制度に係る情報をオープンデータとして活用可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・医療機能情報提供制度の報告については、項目が重複し、かつ、報告先が同一の場合に、地方公共団体の判断により、病院等の開設許可（届出）事項の一部変更届の届出に代えることができることについて検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
7	<p>地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び計画期間の見直し (地域再生法)</p> <p>(管理番号140)</p>	<p>広島県、宮城県、中国 地方知事会 (内閣府)</p>	<p>地域再生エリアマネジメント負担金制度（5条4項6号。以下この事項において「制度」という。）については、複数の市区町村にまたがる区域においてエリアマネジメント活動が行われる場合には、活動区域の市区町村で協働・連携し、連担した区域について地域再生計画を作成した上で、制度の活用が可能であることを、市区町村に令和5年度中にホームページで周知する。</p>

2. 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備することで、住民サービスの質の維持・向上を図るもの(重点募集テーマ)

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
8	<p>夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和 (義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)</p> <p>(管理番号38)</p>	<p>鳥取県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、広島県、関西広域連合 (文部科学省)</p>	<p>夜間中学(14条)におけるオンラインの活用については、夜間中学の設置を促進し、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る観点から、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ多くの者に対して学ぶ機会を提供できるように、対面での授業を原則とした上で、サテライト教室や自宅などで授業の配信が受けられること、当該受信による成果を含めた総合的な評価により修了が認められる場合もあり得ること、高等学校入学者選抜においては進学上の不利益が生じないように配慮することなどについて、地方公共団体に令和5年度中に通知することなどを通じ、オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育の実現に向けた取組を推進する。 ・遠隔教育特例校(学校教育法施行規則77条の2)の指定申請については、次回の遠隔教育特例校の申請手続に向けて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、実施要項及び実施計画書の様式の見直し等を含め、本制度の更なる運用改善のための検討を行い、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
9	<p>幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)</p> <p>(管理番号47)</p>	<p>大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (こども家庭庁、文部科学省)</p>	<p>幼保連携型認定こども園における保育教諭等の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含めた延長を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
10	管理栄養士国家試験の受験資格の見直し等 (栄養士法) (管理番号53, 54)	新潟県／新潟県、福島県 (厚生労働省／デジタル庁、厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士国家試験の受験資格（5条の3）については、管理栄養士養成施設を卒業した者（5条の3第4号）は、栄養士として必要な知識及び技能を修得していることを確認することができることから、栄養士でなくても受験を可能とする。 管理栄養士国家試験の受験の申請に係る免許等照合書については、受験者及び地方公共団体の負担軽減の観点から、令和7年度管理栄養士国家試験から廃止する。
11	要介護（要支援）認定申請に係る調査主体の拡大に関する見直し (介護保険法) (管理番号100)	我孫子市 (厚生労働省)	<p>要介護認定及び要支援認定に係る調査（27条2項及び32条2項）の事務については、市町村（特別区を含む。）の要介護認定及び要支援認定に要する期間の短縮を図るため、地方公共団体の事務の実態等に関するヒアリングを行い、地域の実情に応じた方策を検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
12	民生委員・児童委員の選任要件の見直し (民生委員法) (管理番号133)	特別区長会 (こども家庭庁、厚生労働省)	<p>民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法6条1項及び児童福祉法16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
13	<p>児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の証明事務の見直し (児童扶養手当法)</p> <p>(管理番号149, 230)</p>	<p>神戸市／兵庫県、加古川市 (こども家庭庁、厚生労働省)</p>	<p>児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務並びに生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。 ・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
14	<p>中山間地域等の小学校における教科担任制の導入に係る加配要件の見直し (公立義務教育諸学校の学級編成及び教職定数の標準に関する法律)</p> <p>(管理番号141, 218, 219)</p>	<p>広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会／島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟／島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 (文部科学省)</p>	<p>小学校専科指導加配については、教員が複数校での兼務を行う場合、学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)]</p>
15	<p>地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化 (地方公務員法)</p> <p>(管理番号150)</p>	<p>神戸市 (総務省)</p>	<p>地方公務員の特別休暇については、国家公務員において認められていない事由による特別休暇を地方公共団体が独自に設けようとする場合の考え方を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
16	<p>特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充 (地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律)</p> <p>(管理番号169, 170, 171)</p>	<p>長野県 (総務省、厚生労働省 ／総務省、経済産業省 ／総務省)</p>	<p>特定地域づくり事業協同組合（2条3項。以下この事項において「組合」という。）については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業能力開発の一環として行う在籍型出向により、組合の職員が建設業に従事する場合における職員と建設業者との雇用契約や研修に関する要件等を、都道府県労働局及び都道府県に令和5年度中に通知する。 ・ 組合の職員を組合員以外の者へ派遣する際の員外利用規制の組合制度への適用の在り方については、関係する都道府県、市町村、組合の需要調査等を踏まえ、附則2条に基づき、施行後5年を目途として、必要があると認めるときに行われる検討の際に併せて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・ 区域外派遣（19条）の在り方については、関係する都道府県、市町村、組合の需要調査等を踏まえ、附則2条に基づき、施行後5年を目途として、必要があると認めるときに行われる検討の際に併せて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
17	<p>国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用 (建築基準法)</p> <p>(管理番号227)</p>	<p>兵庫県 (国土交通省)</p>	<p>老朽化した公共施設の建替え、大規模災害時の公共施設の再建等が円滑に行われるよう、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査及び検査（18条）等について、指定確認検査機関の活用を可能とする。</p>

3. こどもを産み育てやすい社会の実現に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
18	<p>保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止 (児童福祉法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次地方分権一括法、第8次地方分権一括法)、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律)</p> <p>(管理番号48)</p>	<p>大阪市 (こども家庭庁、文部科学省)</p>	<p>保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条2号、3号及び6号)及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)7条6項)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和6年度中に政令を改正し、令和11年3月31日まで延長することとする。また、本特例の適用団体における待機児童の解消に向けた計画の進捗状況を毎年確認し、情報提供や助言などの必要な支援に努める。</p>
19	<p>地域型保育給付費等の支出に係るルール整備・明確化 (子ども・子育て支援法)</p> <p>(管理番号92)</p>	<p>横浜市 (こども家庭庁)</p>	<p>施設型給付費(27条1項)及び地域型保育給付費(29条1項)(以下この事項において「給付費」という。)の用途については、地方公共団体における教育・保育の質の向上を図る取組及び事業者の適正な施設運営に資するよう、給付費の本来の趣旨を踏まえ、給付費は教育・保育に要する費用に支出することを明確化し、地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和5年●月●日付け●●●事務連絡)]</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
20	<p>育児休業給付金の支給延長に係る要件の見直し (雇用保険法) (管理番号131)</p>	<p>指定都市市長会、大治町 (こども家庭庁、厚生労働省)</p>	<p>育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）において延長可否を判断することを明確化する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
21	<p>小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としないタイプの追加 (子ども・子育て支援法) (管理番号225)</p>	<p>兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、三田市、たつの市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟 (こども家庭庁)</p>	<p>放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）については、児童の数が10人未満の支援の単位におけるこども家庭庁長官の承認を要しないタイプを追加する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

4. 計画策定等に関する見直しを通じて、効率的・効果的な計画行政の実現に資するもの

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
22	<p>都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し (ギャンブル等依存症対策基本法、医療法)</p> <p>(管理番号65)</p>	<p>秋田県、福島県、滋賀県 (内閣官房)</p>	<p>都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画(13条。以下この事項において「計画」という。)については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)と一体のものとして策定すること及び都道府県がその実情に応じて計画の期間を判断することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。 [措置済み(令和5年11月●日付け内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局事務連絡)]</p>
23	<p>既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等 (離島振興法)</p> <p>(管理番号139)</p>	<p>広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会 (総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>離島振興計画(4条)については、都道府県が定める他の計画に離島振興計画として必要な内容を含み、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、かつ、離島振興法に定める手続に即して策定される場合、当該他の計画のうち離島振興計画に該当する箇所を明らかにした上で離島振興計画として提出することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和5年度中に通知する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
24	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化 (子ども・子育て支援法)</p> <p>(管理番号180)</p>	<p>仙台市、札幌市、石巻市、岩沼市、登米市、東松島市、蔵王町、女川町、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市</p> <p>(こども家庭庁)</p>	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出については、市町村(特別区を含む。)の判断により、利用希望把握調査以外の手法を用いることも可能であること及び個別の事業ごとの具体的な代替手法の例を通知した。</p> <p>[措置済み(令和5年9月20日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡)]</p>
25	<p>市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正 (農業振興地域の整備に関する法律)</p> <p>(管理番号R3-61)</p>	<p>三重県 (農林水産省)</p>	<p>農用地利用計画の変更の案に対する異議の申出(13条4項において準用する11条3項)については、その申出の対象が計画変更部分の内容のみであることを明確化するなど、令和5年度中に「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)を改正する。</p>

5. まちづくりや土地・建物の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
26	<p>生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化 (公有地の拡大の推進に関する法律、生産緑地法)</p> <p>(管理番号56)</p>	<p>静岡市 (国土交通省)</p>	<p>生産緑地地区の区域内に所在する土地に係る届出（公有地の拡大の推進に関する法律4条1項5号）については、地方公共団体及び土地所有者の負担軽減並びに土地取引の円滑化を図るため、一定の要件を満たす場合には、生産緑地及び特定生産緑地の買取りの申出（生産緑地法10条及び10条の5）をした者について当該届出を不要とする。</p>
27	<p>伐採届の提出を不要とする場合を追加する見直し (森林法)</p> <p>(管理番号74, 75)</p>	<p>豊田市 (農林水産省)</p>	<p>森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書（10条の8第1項。以下この事項において「伐採造林届出書」という。）については、市町村及び森林所有者等の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合であって、市町村への補助申請等に伐採造林届出書の記載事項と同等の内容が含まれているときは、伐採造林届出書を兼ねるものと取り扱うことが可能であることを、令和5年度中に市町村に通知する。 ・市町村が事業主体となって間伐する場合について、伐採造林届出書が提出されている事例及び市町村における事務の実態を調査した上で、伐採造林届出書の提出を不要とすること等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・施設管理上必要な危険木又は支障木を伐採する場合について、伐採造林届出書が提出されている事例及び市町村における事務の実態を調査した上で、伐採造林届出書の提出を不要とすること等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
28	<p>優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止 (優良田園住宅の建設の促進に関する法律)</p> <p>(管理番号84)</p>	<p>藤枝市 (農林水産省、国土交通省)</p>	<p>優良田園住宅建設計画（以下この事項において「建設計画」という。）の認定（4条）に係る手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設計画の認定に係る都道府県知事との協議（同条4項）については、優良農地の保全や都市計画等に基づく適正な土地利用の確保の観点から一定の要件を満たす場合は、協議手続の簡素化等が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。 ・ 優良田園住宅を建設しようとする土地が農用区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58）8条2項1号）外の農地である場合には、建設計画の認定、農地転用許可（農地法（昭27法229）4条及び5条）及び開発許可（都市計画法（昭43法100）29条）の手続を並行して進めることにより、優良田園住宅が建設されるまでの期間の短縮が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。
29	<p>宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化 (宅地建物取引業法)</p> <p>(管理番号99)</p>	<p>京都府 (国土交通省)</p>	<p>宅地建物取引業者名簿等の閲覧（10条）については、閲覧制度のデジタル化に伴い、プライバシーの保護及び都道府県の事務負担の軽減のため、閲覧に係る対象書類に関し、当該制度の趣旨を踏まつつ、プライバシー情報に当たるものを除外し、かつ、閲覧希望者による宅地建物取引業者の選定に支障が生じない範囲内で合理化する。</p>
30	<p>施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和 (土地改良法)</p> <p>(管理番号115)</p>	<p>浜松市 (農林水産省)</p>	<p>土地改良施設の施設更新事業（85条の3第1項1号及び2号）については、土地改良事業参加資格者の同意徴集手続を省略できる要件に関する解釈及び当該要件に関する具体的な事例を整理したパンフレットを作成し、地方農政局及び地方公共団体に周知した。 [措置済み（令和5年11月10日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）]</p>

6. その他行政手続の効率化等を通じて、住民の利便性向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
31	<p>住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求に係る請求様式の統一化 (住民基本台帳法、戸籍法)</p> <p>(管理番号20)</p>	<p>吉岡町、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、嬭恋村、片品村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町</p> <p>(総務省、法務省)</p>	<p>国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために戸籍法10条の2第2項及び住民基本台帳法12条の2第1項等の規定に基づいて行う戸籍謄本及び住民票の写し等の請求については、発行に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係機関からの意見聴取を行った上で、請求様式の標準化について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
32	<p>身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止 (身体障害者福祉法)</p> <p>(管理番号77)</p>	<p>豊田市</p> <p>(厚生労働省)</p>	<p>都道府県知事等が身体障害者福祉法15条1項に基づく医師を定めるに当たって行う地方社会福祉審議会への意見聴取(身体障害者福祉法15条2項)については、地方社会福祉審議会を書面により開催することや身体障害者福祉専門分科会(社会福祉法11条1項)の下に少人数の専門部会を設置することなど、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
33	<p>指定障害福祉サービス事業者等が行う届出の合理化 (児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) (管理番号87)</p>	<p>中核市市長会 (こども家庭庁、厚生労働省)</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項に変更があった際に行う届出の手続(児童福祉法21条の5の26第2項及び24条の38第2項並びに日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律51条の2第2項及び51条の31第2項)については、指定障害福祉サービス事業者等において、その指定に関する事項の変更があった場合に届け出るべきとされている機関(児童福祉法21条の5の20第3項及び24条の32第1項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律46条第1項、51条の25第1項及び第2項。以下この事項において「指定権者」という。)と、その業務管理体制の整備に関する事項の変更があった場合に届け出るべきとされている機関(以下この事項において「監督権者」という。)が同一であり、かつ、同一の届出事項の変更を届け出ようとする場合には、指定権者への変更の届出があったことをもって監督権者への変更の届出があったこととみなすことができるよう、令和5年度中に府令及び省令を改正する。</p>
34	<p>医薬品等の国家検定に係る都道府県經由事務の廃止 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律) (管理番号98)</p>	<p>京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、関西広域連合 (厚生労働省)</p>	<p>医薬品等の国家検定(43条)については、薬事制度全体の見直しの中で、都道府県の関与を不要とする方向で検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
35	<p>学校給食費以外の学校徴収金を歳入歳出外現金として扱えるようにすること (学校教育法、地方自治法) (管理番号121)</p>	<p>指定都市市長会 (総務省、文部科学省)</p>	<p>学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務については、地方公共団体や学校における実務の状況等を把握した上で、当該事務を適正かつ円滑に実施するための方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案文
36	<p>訪問型サービス等を実施する際の駐車許可に係る手続の見直し (道路交通法)</p> <p>(管理番号186)</p>	<p>八王子市 (警察庁)</p>	<p>駐車許可(45条1項ただし書)の手続の簡素合理化については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の負担を軽減する観点から、令和5年度中に「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)」(平31警察庁交通局交通規制課長通達)を廃止し、駐車許可事務の簡素合理化の対象となる車両及び提出が不要な疎明書類を更に明確化した新たな通達として都道府県警察に対して通知する。また、関係団体等に対し、新たな通達の趣旨について広く周知を図る。 駐車許可に係る申請手続のうちオンライン申請ができていないものについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に基づき、オンライン申請を可能とする方向で検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
37	<p>地方公営企業に係る収納取扱金融機関の担保提供義務の見直し (地方公営企業法)</p> <p>(管理番号189)</p>	<p>八王子市 (総務省)</p>	<p>収納取扱金融機関の担保提供義務(施行令22条の3第2項)については、令和6年中に政令を改正し、これを廃止する。</p>
38	<p>獣医師法に基づく届出をオンライン化すること (獣医師法)</p> <p>(管理番号R2-110)</p>	<p>岡山県、中国地方知事会 (農林水産省)</p>	<p>獣医師法に基づく届出(22条)については、オンラインによる届出の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする。</p>
39	<p>日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけの明確化 (日本赤十字社法、地方自治法)</p> <p>(管理番号R2-244)</p>	<p>神戸市 (厚生労働省)</p>	<p>日本赤十字社に対する寄附金などの現金を取り扱う事務については、当該事務の適正な実施に関する取組を試行し、令和6年度中に当該取組を地方公共団体へ周知する。</p>